

鋼 船 規 則

規
則

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産,
貯蔵, 積出し設備

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

改正その 1

5 章 危険場所

5.1 一般

5.1.1 を次のように改める。

5.1.1 適用

- 1. 本章の規定は、浮体施設の危険場所の分類及び対応する通風装置等に適用する。
- 2. 前-1.にかかわらず、専ら引火点が ~~64~~60℃を超える物質のみを取扱う浮体施設の危険場所については、本会の適当と認めるところによる。

6 章 防火構造、脱出設備及び消火設備

6.1 一般

6.1.1 を次のように改める。

6.1.1 適用

- 1. 引火点が ~~64~~60℃以下の原油/原油ガス並びにこれと類似の火災の危険性を有する物質を取り扱う浮体施設の防火構造、脱出設備及び消火設備は、本章で特に規定する場合を除き、**R 編**で、引火点が ~~64~~60℃以下の原油及び石油生成品並びにこれらと類似の火災の危険性を有する貨物を運送するタンカーに要求される防火構造、脱出設備及び消火設備の規定に適合したものでなければならない。（ただし、「貨物」及び「貨物油」は「原油」に、「運送」及び「運ぶ」は「取り扱う/貯蔵」に、「船」、「船舶」及び「タンカー」は「浮体施設」に読み替えて適用する。）
- 2. 専ら引火点が ~~64~~60℃を超える原油/原油ガスのみを取り扱う浮体施設の防火構造、脱出設備及び消火設備は、**6.4.1-1.**の規定に適合する（ただし、**R 編 10.4**の規定により要求

される固定式消火装置に代えて、6.4.2の規定に適合する固定式甲板泡装置を備えるものとする。) ほか、**R 編**で、引火点が ~~64~~60℃を超える石油生成品を運送するタンカーに要求される防火構造、脱出設備及び消火設備の規定に適合したものでなければならない。(ただし、「貨物」及び「貨物油」は「原油」に、「運送」及び「運ぶ」は「取り扱う/貯蔵」に、「船」、「船舶」及び「タンカー」は「浮体施設」に読み替えて適用する。)

-3. 浮体施設の防火構造、脱出設備及び消火設備については、本章の規定によるほか、稼働中海域の管轄権を有する国内法規にも適合しなければならないことに注意しなければならない。

7 章 機関設備

7.1 一般

7.1.2 一般要件

-1.(42)を次のように改める。

(42) **D 編 14.4** タンカーの管装置 - 引火点が ~~64~~60℃を超える油のみを運ぶ船舶

7.1.4 機関に対する一般要件

-9.を次のように改める。

-9. 機関に引火点 ~~64~~60℃以下（密閉容器試験による。以下同じ。）の燃料油を使用する場合は、本会に承認用として提出する図面に使用燃料油の引火点を明示しておかなければならない。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2011 年 6 月 30 日から施行する。

3 章 船体構造及び艤装

3.5.2 局部強度等

-1.を次のように改める。

- 1. 浮体施設の外板，甲板，タンクの隔壁，ヘリコプタ甲板等の板部材及びそれを支持する防撓材は，**P 編 7.3** ~~及び~~ **7.6** 及び **16.3.1** の該当規定又は **C 編** 及び **CSR-T 編** の該当規定によらなければならない。この場合，腐食予備厚の取り扱いは，**3.8.3** による。
- 2. 係留システムを支持する箇所の構造強度は，係留ラインの破断荷重に耐えるものでなければならない。
- 3. **3.4.2-1.** のただし書きの適用は，浮体施設の縦揺れ固有周期又は横揺れ固有周期とタンク内液体の動揺周期との差が液体の動揺固有周期の±20%以内である場合は，スロッシングによる動的荷重及び構造解析を実施しなければならない。この場合，隔壁等のタンク内部材の応力は，**P 編 7.2.2** 及び **7.2.3** に規定する許容応力を超えてはならない。

附 則（改正その 2）

1. この規則は，2012 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。